

表 2-8-1 浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、令和元年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数(注)	設置主体
						日	時間	日	%					
福 井 市	福 井	住	363	8737	0.017	0	0	0	0	0.181	0.036	○	0	市
	石 橋	未	356	8676	0.013	0	0	0	0	0.096	0.032	○	0	市
	岡 保	未	363	8744	0.012	0	0	0	0	0.092	0.032	○	0	市
敦 賀 市	敦 賀	住	366	8763	0.014	0	0	0	0	0.146	0.041	○	0	県
	和 久 野	住	366	8759	0.013	0	0	0	0	0.157	0.039	○	0	県
小 浜 市	小 浜	住	366	8754	0.011	0	0	0	0	0.159	0.035	○	0	県
大 野 市	大 野	準工	366	8755	0.009	0	0	0	0	0.169	0.030	○	0	県
鯖 江 市	神 明	住	360	8705	0.013	0	0	0	0	0.114	0.034	○	0	県
	鯖 江 東	住	365	8756	0.013	0	0	0	0	0.072	0.036	○	0	市
	御 幸	住	365	8761	0.013	0	0	0	0	0.128	0.036	○	0	市
あ わ ら 市	金 津	住	365	8750	0.013	0	0	0	0	0.140	0.033	○	0	県
	中 川	未	365	8762	0.009	0	0	0	0	0.100	0.028	○	0	組 合
越 前 市	武 生	準工	366	8746	0.012	0	0	0	0	0.179	0.036	○	0	県
	味真野大気	住	364	8748	0.010	1	0	0	0	0.303	0.029	○	0	市
	武 生 北	工	361	8687	0.016	0	0	0	0	0.076	0.038	○	0	市
	武 生 西	未	363	8751	0.012	0	0	0	0	0.096	0.036	○	0	市
坂 井 市	今 立	住	362	8686	0.009	0	0	0	0	0.155	0.025	○	0	県
	三 国	未	363	8720	0.013	0	0	0	0	0.166	0.034	○	0	県
	安島保育所	未	363	8710	0.016	0	0	0	0	0.143	0.037	○	0	市
	坂 井	未	365	8744	0.013	1	0	0	0	0.227	0.037	○	0	県
若 狭 町	三 方	未	366	8756	0.012	0	0	0	0	0.078	0.035	○	0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-8-2 浮遊粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和元年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数(注)	設置主体
						日	時間	日	%					
福 井 市	自排福井	未	363	8736	0.010	0	0	0	0	0.085	0.030	○	0	市
敦 賀 市	自排敦賀	準工	365	8752	0.013	0	0	0	0	0.155	0.034	○	0	県
鯖 江 市	自排丹南	準工	365	8741	0.013	0	0	0	0	0.199	0.037	○	0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。